

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(自動販売機等に関する適用除外) 第19条 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号の営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。</p> <p>(個室等営業施設に係る制限等) 第27条 知事は、個室又はこれに類する設備で規則で定めるもの（以下「個室等」という。）を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。</p> <p>(1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業（風営法第2条第1項第1号から第3号まで_____に規定する営業を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止) 第33条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第1号に規定する営業の客となるように勧誘すること。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の風営法第2条第1項第3号に該当する営業（改正法による改正後の風営法第2条第1項第2号の営業に該当することとなるものを除く。）に係る営業所に設置される自動販売機等により図書類又は玩具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは「平成28年7月22日までに」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第4号を除く。）」とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(自動販売機等に関する適用除外) 第19条 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第8号の営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。</p> <p>(個室等営業施設に係る制限等) 第27条 知事は、個室又はこれに類する設備で規則で定めるもの（以下「個室等」という。）を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。</p> <p>(1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業（風営法第2条第1項第1号から第3号まで、<u>第5号及び第6号</u>に規定する営業を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止) 第33条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号に規定する営業の客となるように勧誘すること。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>